

大津市放課後児童健全育成事業費補助金における
障害児受入推進事業・障害児受入強化推進事業取扱要領

令和6年4月1日

1 目的

この要領は、「大津市放課後児童健全育成事業費補助金交付基準」に定める障害児受入推進事業及び障害児受入強化推進事業を社会福祉法人等の補助事業者が実施するにあたり、必要な事項を定め、補助金を適正に交付することを目的とする。

2 専門的知識等を有する放課後児童支援員等の要件

「放課後児童健全育成事業」の実施について（令和6年4月1日付 こ成環第117号 こども家庭庁成育局長通知）の別添3 放課後児童クラブ支援事業（障害児受入推進事業）及び別添7 障害児受入強化推進事業に規定する「専門的知識等を有する放課後児童支援員等」については、以下のいずれかに該当する者とし、その旨を証した書類等をもって確認するものとする。

（1） 次のいずれかの研修を修了していること

- ①放課後児童支援員等資質向上研修（障害児の専門的知識等の習得を目的としたコースを受講した場合に限る）【実施：都道府県】
- ②学童期の子どもの発達支援に関する職員研修【実施：市子ども発達相談センター】
- ③大津市立児童クラブ障害児保育実践交流会【実施：市児童クラブ課】
- ④その他、地方自治体等が実施する「専門的知識等」の習得を目指した研修

（2） 次のいずれかの資格を有していること

- ①保育士
- ②社会福祉士
- ③精神保健福祉士
- ④学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者
※教員免許の種類について、第一種・第二種・専修や、教科は問わない（養護教諭は含まない）。
※資格を有する者とは、免許状保有者を指す。
- ⑤児童発達支援士
- ⑥子ども発達障がい支援アドバイザー

3 施行期日

この要領は、令和6年4月1日から施行する。